

## フィットネスの羽 運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社そわかが開設するフィットネスの羽（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護の事業及び第1号通所事業（以下「地域密着型通所介護等」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定地域密着型通所介護等を提供することを目的とする。

### (事業の運営の方針)

第2条 地域密着型通所介護等の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

2 地域密着型通所介護は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

3 第1号通所事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 地域密着型通所介護等の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びに他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 地域密着型通所介護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 フィットネスの羽
- (2) 所在地 春日部市永沼字川端276番1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 従業者

生活相談員 1人以上

利用者及び家族等からの相談に応じ、従業者に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

介護職員 サービス提供時間数に応じて2人以上

利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。

機能訓練指導員 1人以上

機能の減衰を防止するための訓練を行う。

看護職員 1人以上

利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 平日と祝日の月曜日から金曜日までとする。ただし、夏季休暇（当社指定）及び12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 8時30分から17時30分でとする。

(3) サービス提供時間 1単位 9時00分から12時05分

2単位 13時30分から16時35分、までとする。

(地域密着型通所介護等の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1単位目 15人、2単位目 15人とする。

(地域密着型通所介護等の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 地域密着型通所介護等の内容は次のとおりとし、地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

(1) お茶、コーヒー、水の提供

(2) 日常生活動作の機能訓練

(3) 健康状態チェック

(4) 送迎

2 その他の費用として、次に掲げる費用の額を徴収する。

次に掲げる費用の徴収にあたっては、文章で同意を得るものとする。

- (1) 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用 通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートルあたり20円
- (2) 飲み物代等 一日あたり50円
- (3) おむつ代 100円もしくは、実費
- (4) レクリエーション材料費 実費
- (5) 複写物 一枚10円
- (6) その他（日常生活に要する費用） 実費

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、春日部市 飯沼、米崎、米島、東中野、新宿新田、上金崎、金崎、西金野井、大衾、神間、榎、立野、小平、棚、下吉妻、上吉妻、西宝珠花、西親野井、塚崎、芦橋、倉常、木崎、牛島、新川、赤沼、銚子口、藤塚、六軒町、水角、赤崎、永沼、下柳、上柳とする。

（地域との連携等）

第9条 事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置し、おおむね6ヶ月に1回以上開催する。

2 運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとし、また、報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

3 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第10条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。
- (2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (3) 体調不良等によって通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定地域密着型通所介護等の提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡を行う等の措置を講じる。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えるため、消防計画、風水害、地震等に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(苦情処理)

第14条 指定地域密着型通所介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 提供した指定地域密着型通所介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定地域密着型通所介護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した指定地域密着型通所介護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が

派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第15条 利用者に対する指定地域密着型通所介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第16条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3～6か月以内

(2) 繼続研修 年1回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社そわか代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、令和 1 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日に改定し施行する。

この規定は、令和 3 年 9 月 1 日に改定し施行する。

この規定は、令和 6 年 12 月 1 日に改定し施行する。